第6期 雲南市農業委員会第19回総会議事録

- 1. 日 時 平成31年1月23日(水) 13:30~14:55
- 2. 場 所 市役所3階 301会議室
- 3. 出席委員(18名)

 1番 錦織邦男
 2番 高田 耕
 3番 竹內 勉
 4番 奥田 武

 5番 神田邦昭
 6番 小山益男
 7番 山本裕子
 8番 吉廣丈晴

 9番 佐藤博子
 10番 三原治雄
 11番 吾郷正司
 13番 橋本 博

 14番 三島輝昭
 15番 柳原昌広
 16番 嘉本輝雄
 17番 山本博子

- 18番 内部武雄 19番 加藤一郎
- 4. 欠席委員(1名) 12番 高橋美佐子
- 5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 長妻英文 統括主幹 白築 香 主幹 土江慶彦 主幹 錦織研吾 (国土調査課)主査 佐藤 勝 統括主幹 原 幸一郎 主幹 原田陽司
- 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第126号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第127号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第128号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」 の設定について
- ・議第129号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第130号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第131号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第132号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見 具申について

7. 議事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	定刻になりました。
	ご起立ください。
	一同互礼。
	ご着席ください。
議長	開会に先駆けまして本年初めての農業委員会総会でございます。改めまして皆様方

発信者	議 事 録 要 旨
議長	あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。新しい農業委
	員会制度が始まりまして丸一年経ちました。戸惑いの中から今日まで参ったわけでご
	ざいますが、推進委員さんの役割、農業委員さんの役割それぞれの持ち場を振り分け
	ながら一年間過ごしてきたところでございます。ようやく軌道に乗りつつあり修正す
	る部分は多々まだございます。皆様方のご指摘を受けながら、より良い農業委員ある
	いは推進委員の活動ができるようご協力をお願いするようなしだいでございます。皆
	様方の本年の年が素晴らしい躍進の年になりますよう心からご祈念申し上げ新年のあ
	いさつに代えたいと思います。ありがとうございました。
議長	ただ今の出席委員は18名であります。
	定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第19回総会を開会いたします。
	本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
	日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
	議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番錦織邦男委員、2番高田
	耕委員を指名いたします。
議長	日程第2、諸報告を行います。
	事務局より説明を求めます。
事 数已	【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】
事務局	
	・農地法第4条第1項第8号(施行規則第29条第1号)届出書(農業用施設用地 転用届)の受理について
	・ 合意解約届出 (農地法第18条第6項通知) の受理について
	・農地等返還通知(使用貸借解約)の受理について
	・田畑転換届出の受理について
	・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
	・会議等の報告事項について
	・会議等の予定について
議長	以上で諸報告を終わります。
	それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。
	なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。
	質問はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、以上で諸報告を終わります。
議長	日程第3、議案の上程を行います。
	それでは最初に、「議第126号 農地法第2条の規定による非農地通知に対

発信	者	議事録要旨
議	長	する承認について」を議題とします。
		事務局より説明を求めます。
事務	局	議案書7ページ「議第126号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承
		認について」を説明します。8ページをご覧ください。図面は最初ページから掲載し
		ています。
		今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、○○町○○地区、○○町○○地区で
		す。
		申請番号1番~18番
		○○町○○地区については、地目 田13筆、畑5筆の合計18筆、関係者は12
		名で合計面積は20,792 m ² です。平成30年12月11日に現地調査を行っており、確
		認委員は○○推進委員さんです。
		申請番号19番~22番
		中間番号19番~22番 ○○町○○地区については、地目はすべて田で4筆、関係者は1名で合計面積は
		2,133 ㎡です。平成30年12月3日に現地調査を行っており、確認委員は○○委員
		さんです。
		こんこう。 すべての地区の合計は、地目が田17筆、畑5筆の合計22筆、関係者は13名で
		合計面積は22,925 m ² です。
		非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などや
		 むを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難
		な土地であるため非農地して問題ないと考えます。
		以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお
		願いいたします。
		(無しの声あり)
=>4·	=	
議	長	無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませ ,,,,
		んか。
		(無しの声あり)
議	長	 質疑を終わります。
F-4,2		次に討論を行います。討論はございませんか。
		(無しの声あり)
議	長	討論を終わります。お諮りいたします。「議第126号 農地法第2条の規定によ

発信者	議 事 録 要 旨
議長	る非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認すること
	にご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第126号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について」は、提案のとおり非農地として承認することに決定いたしました。
議長	次に、「議第127号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
	事務局より説明を求めます。
事務局	議案書10ページ「議第127号 農地法第3条の規定による許可申請について」
	説明します。今回は8件の申請が出ております。議案書11ページをご覧下さい。資
	料は9ページからとなります。 申請番号1番
	中間番々 1 番
	種別は3条の有償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さんです。申請事由は「高
	齢になり規模を縮小したいため。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△
	さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地 代は10アール当たり100千円。確認は〇〇委員さんです。
	申請番号2番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は977 m²です。権利の種
	別は3条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さんです。申請事由は「遠方□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△ △△さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。
	土地代は無償。確認は○○委員さんです。
	申請番号3番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は979 ㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さんです。申請事由は「耕作
	が困難になったため、後継者がいる世帯に譲渡する。」ということです。譲受人は、〇
	○町○○の△△△△さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」と
	いうことです。土地代は10アール当たり233千円。確認は○○推進委員さんです。
	申請番号4番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は 429 ㎡です。権利の種
	別は3条の有償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さんです。申請事由は、「耕作

発信者	議	事	録	要	旦

事務局

が困難になったため、後継者がいる世帯に譲渡する。」ということです。譲受人は○○町○○の△△△△さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10アール当たり233千円。確認は○○推進委員さんです。

申請番号5番

○○町○○△△-△外1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、合計面積は306 ㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さんです。申請事由は「譲受人の要望による。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は無償。確認は○○委員さんです。

申請番号6番

○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は 242 ㎡です。権利の種別は 3条の交換移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さんです。申請事由は「昨年9月に譲渡人の畑と譲受人の田を交換したことにより、自己の農地の中に譲受人の農地が存在する位置関係となったため、互いの畑を交換して利便性を高めたい。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん。申請事由は「譲渡人の理由により、耕作に不便となったため、交換して利便性を高めたい。」ということです。土地代は交換により無償。確認は○○委員さんです。

申請番号7番

○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は 242 ㎡です。権利の種別は 3条の交換移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さんです。申請事由は「昨年9月に譲渡人の田と譲受人の畑を交換したことにより、譲渡人が耕作に不便となったため、互いの畑を交換して利便性を確保したい。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん。申請事由は「譲渡人の理由により、自己の農地の中に譲渡人の農地が存在する位置関係となったため、交換して利便性を高めたい。」ということです。土地代は交換により無償。確認は○○委員さんです。

申請番号8番

○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は 1,073 ㎡です。権利の種別は 3条の無償移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□さんです。申請事由は「後継者がいないため。」ということです。譲受人は、○○町○○の△△△△さん。申請事由は「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は無償。確認は○○委員さんです。

以上について、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	以上について、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお
	願いいたします。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませ
	んか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。
硪 艾	次に討論を行います。討論はございませんか。
	Determine 11 to the principle of the control of
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第127号 農地法第3条の規定による許可申請について」
	は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第127号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請の
	とおり許可することに決定をいたしました。
議長	次に、「議第128号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下
HJA Z	限面積(別段の面積)」の設定について」を議題とします。
	事務局より説明を求めます。
事務局	議案書14ページ「議第128号 農地法第3条第2項第5号の規定による
	農地取得「下限面積 (別段の面積)」の設定について」説明します。まずは、資 料No.1をご覧ください。議案上程の理由は、空き家付き農地について、指定追
	加の事案が発生したためです。A3の一覧表の通しナンバー49番になります。
	これにより、空き家付き農地筆数は変更前の10物件37筆から11物件39
	筆に変更となります。対象地の位置や現況はお手元の資料をご覧ください。従
	いまして、議案書15ページの別表2「農地法施行規則第17条第2項の適用」
	について、新たに○○町○○△△-△、△△-△の2筆を加えるものです。承認
	を得ることができましたら、本日告示といたします。

議 事 録 要 旨
なお、補足説明といたしまして○○△△-△の現況について説明します。現在、
盛土がされている状況となっております。これは○○地内で整備中の防火水槽
設置工事にともなう残土となっております。空き家付き農地として土地所有者
と購入予定者とで協議中に残土が運び込まれてしまったということです。現在、
市役所農林土木課を通じて、防火水槽工事の発注者である雲南県土整備事務所
に対して、公共工事に伴う廃土処理の届出を提出するよう指導しています。土
地所有者及び購入予定者としては、盛土部分の嵩を多少下げることで同意をさ
れているとのことです。
以上について、ご審議よろしくお願いいたします。
ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
(無しの声あり)
無いようですので、質疑を終わります。
次に討論を行います。討論はございませんか。
(無しの書もり)
(無しの声あり)
討論を終わります。
お諮りいたします。「議第128号 農地法第3条第2項第5号の規定による農
地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について」は、提案のとおり決定するこ
とにご異議ございませんか。
(無しの声あり)
異議なしと認めます。
よって、「議第128号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下
限面積(別段の面積)」の設定について」は、提案のとおり決定をいたしました。
次に、「議第129号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題
とします。
事務局より説明を求めます。
議案書16ページ 「議第129号 農地法第4条の規定による許可申請につ
いて」提出のあった案件について説明をいたします。17ページをご覧くださ
い。図面は、27ページから掲載していますので一緒にご覧ください。
申請番号1番
○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は 10 ㎡です。
申請人は、○○市○○町の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建設さ

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	れます。転用理由は「現在の墓地は遠方にあり参拝するのがたいへんなため、
	総廟にして申請地に新設移転したい」とのことです。始末書が出されており「今
	から5年くらい前に農地法の認識不足から墓地を建設してしまった」とのこと
	です。農用地除外は平成30年12月17日に事前承認されており、確認は〇
	○委員さんです。
	農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地
	である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6
	項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより
	転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考え
	ます。
	申請番号2番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で申請面積は 1,570 ㎡です。
	申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は太陽光発電施設で、太陽光
	パネル210枚を建設されます。転用理由は「畑として利用しないため、太陽
	光発電施設を設置したい」とのことです。農用地除外は平成30年12月17
	日に事前承認されており、確認は○○委員さんと○○推進委員さんです。
	農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。
	以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。なお、今回申
	請のあった件については、いずれも農用地区域の除外の事前承認されたことに
	とどまるため、審議の結果の承認も「許可相当」とし、その後改めて農用地区
	域の除外が決定された後に会長専決により転用の許可となります。
議長	その資料を説明して。
-t-24: D	
事務局	失礼いたします。先ほど○○が説明いたしました正式な農地転用の許可は、 # E
	農用地区域の除外の決定後と申しました。それに関しましてお手元にカラー刷
	りの資料No.をふっておりませんが、A4一枚の資料を準備しておりますのでご
	覧ください。資料タイトル、雲南市農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用なる事業による。
	用許可事務について、農用地区域からの除外申請提出から農地転用許可書発行
	までの流れ(目安)、赤字で事前了承通知を受け取った月に転用許可申請書を提
	出する場合というタイトルを付けています。この資料について説明します。表
	の作りといたしまして、転用事業者、農政課、農業委員会ということでそれぞ れの書類の発生、手続きの流れを丸の数字を付けて記載しています。例えば転
	イの音類の発生、子続さの流れを丸の数子を刊りて記載しています。例えば転 用事業者さんが1月または7月末までに①除外申請書提出ということで農政課
	「一年来有さんが1月または1月末までに①除外申請書旋山ということで展政味 に除外申請書を提出されます。そうしますと②農政課で除外申請書の受付をさ
	れます。その後3月中旬、9月中旬に農政課は農業委員会に対しまして③意見
	照会という事務手続きをとります。それを受けまして農業委員会といたしまし
	MM C

ては、3月下旬、9月下旬ごろの④にありますけども総会を開催しまして、その時に除外に関する意見を農政課に提出することになっています。その後農政

事務局 課におきましては、4月、5月にかけまして農林業団体の意見聴取ですとか整備計画変更案の作成や決定をおこないます。また整備計画変更の事態協議を局根県と開催いたします。島根県の方はその事的協議を受けまして、承通知ということで転用事業者、申請者の方へ県の協議が終わりましたので転用の手続きを進めてくださいというする当時ではいる場合ででは関わっています。といる方へ県の協議が終わりましたので転用の手続きを進めてくださいというするとで法第11条と書いております。農扱という法律があるんですけど、その第11条に規定する公告、縦覧を45日は心事的了承通知を受け取った後にの転用許可申請書を農業委員会の方にはこむれます。下へ移りまして農業委員会が80転用許可申請書を受けけけます。この別語を出すさいた後に受転用許可申請書を受けしまして転用市業者を当まるという流れになっております。農業委員会では翌月の総会に、近事前丁承通知を受け取っております。農業委員会では翌月のの総会に、近事前丁承通知を受け取った月に中請者とかが悪業委員会に対しまして転用おきまして、⑩許可相当という流れになっております。農業の主にもいる場所を表す。これのでは10世界をいたしましてです。45日間の広告、縦繋期間が終わりましたら、県の方方特でかたしまったとを県に言いまして、連りを発けて市に対して四等をいたしまが無力ったことを県に言いまして、乗なそれを受けて市に対してに関係第12条りままして、少年をされます。これを申請書を行できるという流れになります。とかります。その県の回答があった後に変もので、御除外許可書を受けたいたというが第1日書を受けといるという流れになります。とましては10世界が明書を受けといたがあるのは、年軽の日舎を受けといた対しままという流れの中にあるために、先程のので、年表の上のの案件がこういの方に流れの中にあるために、先程のので、年表の手でを見終したがよっとを申請がよります。本はこので、事前の今の話で、事前了承通知を受け取った時点を対したがであるというますということです。そう問題はないけども、もうもとか月くらいちょっと時間がこれからいるようまが明確によります。そこかんのを承知しておいていただきたいと思います。今まではますので、今まではましたがよりまからよっと時間がこれからいるようまでもので、今までよりもとか月くらいちょっと時間がこれからいとあまが見続います。	発信者		議	事	録	要	山田	
世界と開催いたします。島根県の方はその事前協議を受けまして、農政課、市に対しまして回答をいたします。その回答があった後に⑤事前了承通知ということで転用事業者、申請者の方へ県の協議が終わりましたので転用の手続きを進めてくださいという事前了承通知を出されますし、⑤の黄色で囲っていますけども、公告、縦覧ということで法第11条と書いております。農販法という法律があるんですけど、その第11条に関事業者さんにおかれましては⑥む事す。その期間中におきまして転用事業者きんにおかれましては⑥む事す。下へ移りまして農業委員会が⑥転用許可申請書を受養の方に提出で表す。下へ移りまして農業委員会が⑥転用許可申請書を受け付けます。この表は事前了承通知を受け取った月に申請者さんが農業委員会に対しまして転用許可申請書を出すという流れになっております。農業委員会では翌月の総会におきまして、⑥許可相当判断ということにします。許可不らいは一次のには一次のには、黄色く用ってありますが公告、縦繋期間が終わりましたら、県の方と終わいたしまして、現はそれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に連やかに農政課では印変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになります。これをもって初めて除外が完了するということになります。これをもって初めて除外が完了するということになります。これをもって初い出されますし、農業委員会といたしますので、愈除外許可適知が申請者を出るという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けといた世転用許可書まで出される場合に想定されるために、先代○○が申しましたの実情が相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。 ※ 長 本では許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出いとったかいの。今までは。 本の記録を許可していたということです。 本う問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう	事務局	課におきましては、4	4月、	5月にカ	いけまし	て農林業	美団体の意見	見聴取ですとか整
に対しまして回答をいたします。その回答があった後に⑤事前了承通知ということで転用事業者、申請者の方へ県の協議が終わりましたので転用の手続きを進めてくださいという事前了承通知を出されますし、⑤の黄色で囲っていますけども、公告、縦覧ということで法第11条に規定する公告、縦覧を45日間の期間を取ります。その期間中におきまして転用事業者されたおれましては⑥事前了承通知を受け取った後に⑥無用許可申請書を農業委員会の方に提出されます。下へ移りまして農業委員会が⑧転用許可申請書を受け付けます。この表は事前了承通知を受け取った後に⑥無用許可申請書を受け付けます。この表は事前了承通知を受け取った力に中語者という。 にを出すさいないということにします。 許可相当判断ということにします。 許可相当判断ということにします。 非常 日間の広告、縦覧は除外が完了していないということです。 45日間の広告、縦覧は除外が完了していないということです。 45日間の広告、縦覧は除外が完了していないということです。 45日間の広告、縦覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更な告(法第12条)という公告をされます。これをもっ者という流れになります。最後に転りますのの、⑥除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といた毎別申請書を出まれるという流れになります。最後に転用の公園に取ります。最後に転ります。最後に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条委員会では許可申請書を出される場合に想定される。ますが事を受理された月に転用許可申請書を出される場合に想定される。ますが事のを見いた方によります。以上で説明を終わります。		備計画変更案の作成や	や決定を	をおこた	ないます	。また虫	と 備計画変見	更の事前協議を島
ことで転用事業者、申請者の方へ県の協議が終わりましたので転用の手続きを進めてくださいという事前了承通知を出されますし、⑤の黄色で囲っていますけども、公告、縦覧ということで法第11条と書いております。農振法という法律があるんですけど、その第11条に規定する公告、縦覧を45日間の期間を取ります。その期間中におきまして転用事業者さんにおかれましては⑥事前了承通知を受け取った後に①転用許可申請書を農業委員会の方に提出されます。下へ移りまして農業委員会が⑧転用許可申請書を受け付けます。この表は事前了承通知を受け取ったのにおります。農業委員会に対型まりの記念に、第一の事業を出すという流れになっております。許可相当判断というのは、黄色く囲ってありますが公告、縦覧は除外が完了していないと思ってください。との方に特に意見が無いったことを明に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に速やかに農政課では印変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除分が完了するということになりますので、②除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしますので、②除外許可通知が申請者さんへ出されます。最後に転用をしてはの歌用許可書をいよいま発行できるという流れになりまます。最後に転用を対いう流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		根県と開催いたします	す。 島村	退県の力	方はその	事前協議	らを受けまし	して、農政課、市
進めてくださいという事前了承通知を出されますし、⑤の黄色で囲っていますけども、公告、縦覧ということで法第11条と書いております。農振法という法律があるんですけど、その第11条に規定する公告、縦覧を45日間の期間を取ります。その期間中におきまして転用事業者さんにおかれましては⑥事前丁承通知を受け取った後に①転用許可申請書を農業委員会の方に提出されます。下へ移りまして農業委員会が⑥転用許可申請書を受け付けます。この表は事前了承通知を受け取った月に申請者さんが農業委員会では翌月の総会におきまして、⑥許可相当判断という流れになっております。許可相当判断という流れになっております。許可相当判断というできないと思ってください。除外が完了していないので農業委員会といたしましても許可できないというできないので農業委員会といたです。45日間の広告、縦覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもつて初めて除外が完了するということになります。その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもつて初めて除外が完了するということになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に・農業委員会といたしては⑬転用許可書をいよいよれますし、農業委員会といたしては⑬転用許可書をいよいよが記録を受けたのた。ますでは野田を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会と許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		に対しまして回答をい	へたし ā	ます。そ	その回答	があった	と後に⑤事前	前了承通知という
けども、公告、縦覧ということで法第11条と書いております。農振法という法律があるんですけど、その第11条に規定する公告、縦覧を45日間の期間を取ります。その期間中におきまして転用事業者さんにおかれましては⑥事前了承通知を受け取った後に⑦転用許可申請書を農業委員会の方に提出されます。下へ移りまして農業委員会が⑧転用許可申請書を受け付けます。この表は事前了承通知を受け取った月に申請者さんが農業委員会に対しまして転用許可申請書を出すという流れになっております。農業委員会では翌月の総会におきまして、⑧許可相当判断ということにします。許可相当判断というのは、黄色く囲ってありますが公告、機覧対関が終わりましても許可できないということです。45日間の広告、機覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、课なかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、⑫除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては⑬転用許可書をいよいえ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑯除外許可、転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。 議長 本ではいいけども、もうちょんば時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう		ことで転用事業者、同	申請者の	の方へ県	具の協議	が終わり	ましたのっ	で転用の手続きを
法律があるんですけど、その第11条に規定する公告、縦覧を45日間の期間を取ります。その期間中におきまして転用事業者さんにおかれましては⑥事前了承通知を受け取った後に①転用許可申請書を農業委員会の方に提出されます。下へ移りまして農業委員会が⑥転用許可申請書を受け付けます。この表は事前了承通知を受け取った月に申請者さんが農業委員会に対しまして転用許可申請書を出すという流れになっております。農業委員会では翌月の総会におきまして、⑨許可相当判断ということにします。許可相当判断ということでありますが公告、縦覧は除外が完了していないと思ってください。除外が完了していないので農業委員会といたしましても許可できないということです。45日間の広告、縦覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、⑬除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたになりようので、⑬除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会にを転用事業者さんが8月の下旬に⑭除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用計可申請書を出まれる場合に想定される流れ。事前了承通知を受け取った時に転用許可申請書を出したかと言いますと、今まではちょんぼ早めに雲南市の農業委員会は許可を出いとったかいの。今まではちょんぼ早めに雲南市の農業委員会は許可を出いとったかいの。今まではちょんぼ早めに雲南市の農業委員会は許可を出いとったかいの。今まではちょんぼ早めに雲南市の農業を員会は許可を出いとったかいの。今まではちょんぼ早めに雲南市の農業を員会は許可を出いとったかいの。今まではちょんぼ早めに雲南市の農業を員会は許可を出いとったかいの。今まではちょんぼ早めに雲南市の農業を員会は許可を出いとったかいの。今まではちょんぼ早がはいいけんという状況でございますので、今まではちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今まではちょんに関節をいまする公式によります。		進めてくださいという	う事前	了承通知	中を出さ	れますし	ノ、⑤の黄色	色で囲っています
を取ります。その期間中におきまして転用事業者さんにおかれましては⑥事前 了承通知を受け取った後に⑦転用許可申請書を農業委員会の方に提出されます。下へ移りまして農業委員会が⑧転用許可申請書を受け付けます。この表は 事前了承通知を受け取った月に申請者さんが農業委員会に対しまして転用許可申請書を出すという流れになっております。農業委員会では翌月の総会におきまして、⑨許可相当判断ということにします。許可相当判断というのは、黄色く囲ってありますが公告、縦覧は除外が完了していないと思ってください。除外が完了していないので農業委員会といたしましても許可できないということです。45日間の広告、縦覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、⑫除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては⑬転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑭除外許可、転用許可申を受けとった月に転用許可申請書を出される場では、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。 なぜこの説明をしたかと言いますと、今まではちょんぼ早めに雲南市の農業委員会は許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出いとったかいの。今までは。		けども、公告、縦覧と	というこ	ことで海	去第 1 1	条と書り	いております	ト。農振法という
丁承通知を受け取った後に①転用許可申請書を農業委員会の方に提出されます。下へ移りまして農業委員会が⑧転用許可申請書を受け付けます。この表は事前了承通知を受け取った月に申請者さんが農業委員会に対しまして転用許可申請書を出すという流れになっております。農業委員会では翌月の総会におきまして、⑪許可相当判断ということにします。許可相当判断というのは、黄色く囲ってありますが公告、縦覧は除外が完了していないと思ってください。除外が完了していないので農業委員会といたしましても許可できないということです。45日間の広告、縦覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、⑫除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては⑬転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑭除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。 なぜこの説明をしたかと言いますと、今まではちょんぼ早めに雲南市の農業委員会は許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出いとったかいの。今までは。 李問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう		法律があるんですける	ど、その	の第11	l 条に規	定するな	合、縦覧を	と45日間の期間
す。下へ移りまして農業委員会が⑧転用許可申請書を受け付けます。この表は事前了承通知を受け取った月に申請者さんが農業委員会に対しまして転用許可申請書を出すという流れになっております。農業委員会では翌月の総会におきまして、⑨許可相当判断ということにします。許可相当判断というのは、黄色く囲ってありますが公告、縦覧は除外が完了していないと思ってください。除外が完了していないので農業委員会といたしましても許可できないということです。45日間の広告、縦覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、⑫除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては⑬転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑭除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		を取ります。その期間	間中には	おきまし	て 転用	事業者さ	らんにおかれ	ιましては⑥事前
事前了承通知を受け取った月に申請者さんが農業委員会に対しまして転用許可申請書を出すという流れになっております。農業委員会では翌月の総会におきまして、⑨許可相当判断ということにします。許可相当判断というのは、黄色く囲ってありますが公告、縦覧は除外が完了していないと思ってください。除外が完了していないので農業委員会といたしましても許可できないということです。45日間の広告、縦覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、県はたれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に速やかに農政課で対して、選集委員会といたしますので、⑩除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては⑬転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑪除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二のの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		了承通知を受け取って	た後に	⑦転用	許可申詞	請書を農	業委員会の	方に提出されま
申請書を出すという流れになっております。農業委員会では翌月の総会におきまして、⑨許可相当判断ということにします。許可相当判断というのは、黄色く囲ってありますが公告、縦覧は除外が完了していないと思ってください。除外が完了していないので農業委員会といたしましても許可できないということです。45日間の広告、縦覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、⑫除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては⑬転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者とんが8月の下旬、2月の下旬に⑪除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。 議長 本ぜこの説明をしたかと言いますと、今まではちょんぼ早めに雲南市の農業委員会は許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出いとったかいの。今までは。 今回4条を許可していたということです。 表見の記述ないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう		す。下へ移りまして農	農業委員	員会が@	動転用許	可申請書	書を受け付に	けます。この表は
まして、⑥許可相当判断ということにします。許可相当判断というのは、黄色 く囲ってありますが公告、縦覧は除外が完了していないと思ってください。除 外が完了していないので農業委員会といたしましても許可できないということ です。45日間の広告、縦覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。 その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、⑫除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては⑬転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑭除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		事前了承通知を受け即	取った丿	月に申請	青者さん	が農業す	を員会に対し	しまして転用許可
 〈囲ってありますが公告、縦覧は除外が完了していないと思ってください。除外が完了していないので農業委員会といたしましても許可できないということです。45日間の広告、縦覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、⑫除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては⑬転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑭除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。 叢 長 なぜこの説明をしたかと言いますと、今まではちょんぼ早めに雲南市の農業委員会は許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出いとったかいの。今までは。 事務局 今回4条を許可していたということです。 養 そ う問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう 		申請書を出すという	売れに 力	なってお	おります	。農業委	≨員会では₹	翌月の総会におき
外が完了していないので農業委員会といたしましても許可できないということです。45日間の広告、縦覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、⑫除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては⑬転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑭除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程〇〇が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。 なぜこの説明をしたかと言いますと、今まではちょんぼ早めに雲南市の農業委員会は許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出いとったかいの。今までは。 李回4条を許可していたということです。 議長 そう問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう		まして、⑨許可相当料	判断とい	ハうこと	こにしま	す。許可	7相当判断 る	こいうのは、黄色
です。45日間の広告、縦覧期間が終わりましたら、県の方に特に意見が無かったことを県に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、⑫除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては⑬転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑭除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		く囲ってありますがる	公告、約	従覧は関	余外が完	了してい	ゝないと思っ	ってください。除
ったことを県に言いまして、県はそれを受けて市に対して回答をいたします。 その県の回答があった後に速やかに農政課では⑪変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、⑫除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては⑬転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑭除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		外が完了していないの	ので農業	業委員会	会といた	しまして	ても許可でき	きないということ
その県の回答があった後に速やかに農政課では①変更公告(法第12条)という公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、②除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては③転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に④除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		です。45日間の広告	告、 縦 5	覧期間が	ぶ終わり	ましたら	っ、県の方に	こ特に意見が無か
 う公告をされます。これをもって初めて除外が完了するということになりますので、②除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては③転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に④除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。 議長なぜこの説明をしたかと言いますと、今まではちょんぼ早めに雲南市の農業委員会は許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出いとったかいの。今までは。 李回4条を許可していたということです。 議長で問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう 		ったことを県に言いる	まして、	県はる	とれを受	けて市に	こ対して回答	答をいたします。
ので、⑫除外許可通知が申請者さんへ出されますし、農業委員会といたしましては⑬転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑭除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		その県の回答があった	と後にi	速やかに	こ農政課	では⑪雾	変更公告 (治	去第12条)とい
では⑬転用許可書をいよいよ発行できるという流れになります。最後に転用事業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑭除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		う公告をされます。こ	これを	もって初	刀めて除	外が完了	ずるという	うことになります
業者さんが8月の下旬、2月の下旬に⑭除外許可、転用許可書を受理されるという流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		ので、12除外許可通知	田が申記	青者さん	レヘ出さ	れますし	/、農業委員	員会といたしまし
いう流れになっております。これがあるのは、事前了承通知を受けとった月に転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程〇〇が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		ては⑬転用許可書をW	いよい。	よ発行で	できると	いう流れ	になります	片。最後に転用事
 転用許可申請書を出される場合に想定される流れ。ちょうど今回第4条の二つの案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。 議長 なぜこの説明をしたかと言いますと、今まではちょんぼ早めに雲南市の農業委員会は許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出いとったかいの。今までは。 事務局 今回4条を許可していたということです。 議長 そう問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう 		業者さんが8月の下旬	可、2月	月の下旬	可に 個除	外許可、	転用許可	書を受理されると
の案件がこういった流れの中にあるために、先程○○が申しました農業委員会では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。		いう流れになっており	ります。	これか	ぶあるの	は、事前	前了承通知る	を受けとった月に
では許可相当という判断しかできないということになります。以上で説明を終わります。								
おります。 なぜこの説明をしたかと言いますと、今まではちょんぼ早めに雲南市の農業 委員会は許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出いとったかいの。今までは。 今回4条を許可していたということです。 そう問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう								
 議長 なぜこの説明をしたかと言いますと、今まではちょんぼ早めに雲南市の農業委員会は許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出いとったかいの。今までは。 事務局 今回4条を許可していたということです。 議長 そう問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう 			判断し7	かできた	まいとい	うことに	こなります。	以上で説明を終
委員会は許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出いとったかいの。今までは。 事務局 今回4条を許可していたということです。 議 長 そう問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう		わります。						
委員会は許可を出した訳ですだ。県の今の話で、事前了承通知を受け取った時点でもう許可を出いとったかいの。今までは。 事務局 今回4条を許可していたということです。 議 長 そう問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう	-316			.				
点でもう許可を出いとったかいの。今までは。 事務局 今回4条を許可していたということです。 議 長 そう問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう	議長							
事務局 今回4条を許可していたということです。議 長 そう問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況でございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう							事 前	印を受け取った時
議 長 そう問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況で ございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう		点でもり許可を出いる 	とったス), (, (, ())	今まで	ている。		
議 長 そう問題はないけども、もうちょんぼ時間をかけないといけんという状況で ございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう	市		ていたし	ح مدریا	- レベナ			
ございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう	事 伤问	一 写四4米を計りし(C V 1/2 d	というこ	_	0		
ございますので、今までよりも2か月くらいちょっと時間がこれからいるよう	議・基	そう問題けかいけり	ĽŁ,	ようたり	トムルギー	:問えかた	ナないといい	ナムという快温でし
	成以							
The state of the s								
で別に問題が起きたわけではございませんけども、正しいやり方をしといたほ								
うがいいだないかということで修正に入ったとこですので、今までよりもちょ								

発信者	議 事 録 要 旨
議長	っと許可が下りるまでに2か月間かかる、余計かかるということを頭においと
	っていただきたいと思います。基本的には県の事前了承通知が来れば、よほど
	のことが無い限り問題にはなりませんし、問題があるようなものをここで審査
	して通しませんので、そこんへんは問題ないと思いますので安心しておいてい
	ただきたいと思いますが、正式な手順をふむとこうやってもう2か月ほどかか
	るということを承知しておいていただきたいと思いますし、これからはこの方
	法でやるということですね。
事務局	はい。
議長	正式なやり方でやるということになりましたので、皆さん方ちょっと時間が
	かかりますけどもそのような状況でございます。
18番	ただいけんやつは、わかっとって後で始末書を出せばえわということでやら
	にたいけんやつは、わかつとって後で始末書を出せばえわということでやらい人が中にはおらいけんだども。
	V 1/2/27 (C144/3 5) V 11) 70 /C 2 8 °
議長	129号にあわせてここんとこを正規の手続きに変えるという説明をいたし
19X X	ましたが、いずれを含めまして、ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委
	員で補足説明があればお願いいたします。
1番	1番○○です。1番の○○町○○の始末書案件でございますけども、墓地というこ
	とで出ております。図面、写真をご覧いただくとわかりますけども、すでに墓が建っ
	てから年数が経っておりまして、場所は道路の下の法面のようなところでして、本人
	さん以外そこが畑だったとは思えないような場所にできているわけでございますけど
	も、何年も前からお墓に入っておられる申請人さんのお父さんがコツコツと作って来
	られたようでございます。とはいえ私も毎日その近くを通っておりますが、何もわか
	らなかったということで、本人さんは○○町の方でもありますし、このお父さん以外
	誰もわからなかったということでございますので、何卒そのへんをご考慮いただきま
	すようによろしくご審議をお願いいたします。
議長	他に補足説明はございませんか。
4 4 57	11年00万十 平日0年000円100万川上 11年100 11年17 117 117 117 117 117 117 117 117 1
11番	11番○○です。番号2番の○○町○○の件なんですが、1,000 m²を超えておりま
	すので、2名で確認をしたということでございます。問題ないかと考えておりますの
	で審議の方よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事務局並びに確認委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。
HIX X	はい、どうぞ。
2番	2番○○です。質問というか要望ですが、今の流れの確認ですが、転用事業者の方

発信者	議事録要旨
2番	が①で除外申請書を出されたときに、農業委員が確認をしますよね。ずっといきまし
	て⑤で事前了承通知が出されるわけですが、その時に事業転用者は⑥で承知するんで
	すが、確認した農業委員がわからないんです。つまり、農業委員がわからん時に事業
	者だけがわかって、先に進んでいっちゃうわけですよ。わしも経験したことがありま
	してね、その人に聞いたら、事前了承を貰ったからやっていいもんだと思ったという
	ことで、後は始末書案件の経験がありましてね、ゆうてみればちょっと要望なんです
	が、農政課⑤で事前了承通知を申請者へ出しますけどね、①で確認をした農業委員に
	もですね、事前了承通知を事業者へ出したよという連絡をしてほしいんです。そうす
	るとこれは自分が確認したのは事前了承が終わったな、いずれ転用の申請が出てくる
	なという心構えができるわけですよね。というところでね、わからんでいっちゃって
	知らんうちに出来ちゃってしまっててですね、後に行ってみたら出来てるぞと。つま
	り事前了承通知が来てもですね、すぐにとっかかっちゃ駄目よと。転用許可が出ない
	と工事にさばれんよ。諮る場合ですけどね。いうことを事業者に言えるんですけどね。
	つまり事前了承通知が事業者にいってるのに確認した農業委員は知らんもんですか
	ら、一度に知らんうちに事業者も案外知らんで事前了承が来ればやっていいもんだと
	思ってとっかかる人もおるわけですよね。確認を受けた農業委員はですね、事前了承
	があったようだけども、後で転用許可の申請を出さんと工事ができんぞ。ということ
	を言ってあげれるわけですよね。端的に言うたら始末書案件をなるべく無いように事
	前の手立てでいけるんじゃないかなと今ちょっと感じたところです。以上です。
議長	事務局は農業委員さんに限らず推進委員さんにも連絡せないけんけども、担当の、
	それできるかいの。
2番	農政課がやるということですかな。農政課の方にその旨を連絡してもらっておくと
	いいですね。連絡した通知を出したぞという、そんなにたくさん案件があるんじゃな
	いんでね。その時にサインを送ってあげたほうが。ずうっと昔に作ってしまったのは
	しょうがないんですが、これからの運びとしては始末書がなるべく出んようにしたほ
	うがええじゃないかなという状況。これ見ながらね思ったところです。以上です。
議長	わかりました。この場で回答は難しいですので、事務局と担当課と協議して次回の
	総会の時にでも協議した結果を報告して、出来るだけ委員さんの意思に沿うような方
	向で努力いたしますのでご了承賜りたいと思います。
議長	他に質疑はございませんか。
	無いようですので質疑を終わります。
	次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。

発信者	※ ま ね ボ ビ
	議事録要旨
議長	お諮りいたします。「議第129号 農地法第4条の規定による許可申請につい
	て」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。また、2
	件の案件とも農用地除外の事前了承にともなう申請であり、申請のとおり許可相当で
	あると確認することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
₩ □	
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第129号 農地法第4条の規定による許可申請について」は、
	申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後県知事の同
	意が得られた場合は、会長専決により許可を決定いたします。
議長	次に、「議第130号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題
	とします。
	事務局より説明を求めます。
事務局	議案書18ページ「議第130号 農地法第5条の規定による許可申請について」
	説明します。今回2件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。資
	料は37ページからとなります。
	申請番号1番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は731㎡です。権利の種
	別は所有権移転で、譲渡人は○○町○○の□□□□□さん、譲受人は○○町○○の株式
	会社△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は工場新築で、工場1棟 412.5 m²を
	整備されます。転用事由は「事業拡張のため、金属加工工場を申請地に新築したい。」
	ということです。土地代は10アール当たり4,104千円。確認は○○推進委員さんで
	す。農用地区域外で、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産
	性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5
	条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより
	転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。
	申請番号2番
	○○町○○△△-△。地目は登記簿・現況ともに畑で、面積は 213 ㎡です。権利の種
	別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の△△△
	△さんです。転用目的は、個人住宅新築で、住宅1棟 57.96 ㎡を整備されます。 転
	用理由は「現在アパートに住んでいますが、手狭になってきたため妻の母親所有の申
	請地を借受、自宅を建築したい。」ということです。賃借料は無料。確認は○○委員さ
	んです。農地区分は、都市計画区域内の「第一種住居地域」に指定されており、第3

なお、申請番号2番の備考欄に記載漏れがございます。今回使用貸借ということで 使用貸借期間をご説明いたします。許可日から永久ということになっております。失

種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能となっております。

発信者	議 事 録 要 旨							
事務局	礼いたしました。							
	以上について、ご審議よろしくお願いいたします。							
議長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお							
	願いいたします。							
	(無しの声あり)							
業 目	上上4人 一十一次 日 1. 2 三米 田 4 1. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.							
議長	ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。							
	(無しの声あり)							
議長	無いようですので、質疑を終わります。							
,,,,	次に討論を行います。討論はございませんか。							
	(無しの声あり)							
議長	討論を終わります。							
	お諮りいたします。「議第130号 農地法第5条の規定による許可申請につい							
	て」は、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のと							
	おり許可することにご異議ございませんか。							
	(無しの声あり)							
議長	異議なしと認めます。							
,,,,,	よって、「議第130号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、							
	申請のとおり許可することに決定をいたしました。							
議長	次に、「議第131号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認							
	について」を議題とします。							
	事務局より説明を求めます。							
***	**							
事務局	議案書20ページ「議第131号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集」							
	積計画の承認について」説明いたします。議案書21ページをご覧ください。今回は 設定件数23件。内訳は○○町4件、○○町9件、○○町8件、○○町2件となりま							
	す。借り受け戸数は12戸となっております。中間管理機構が借り受けるものは、議							
	案書25ページの○○町の番号11番から次のページの13番までと、議案書29ペ							
	ージの○○町の番号23番となります。転貸予定先ですが、○○町の番号11番と1							
	2番は (農) \triangle \triangle \triangle さん、番号 1 3番は (農) \triangle \triangle さん、 \bigcirc 町の番号 2 3番は (農)							
	$\triangle\triangle\triangle$ さんです。							

発信者	議事録要旨
事務局	この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての
	農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の
	内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。
	以上について、ご審議よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこと
	とします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号5番の案件がござ
	いますので、協議の際にご配慮ください。14時30分まで、暫時休憩といたします。
	ご協議をお願いします。
	(休憩)
	(FI ZEV)
議長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表して
	いただきます。
	最初に、「議事参与の制限」に該当する案件である申請番号5番を除く案件について
	各町より発表していただきます。
	○○町よりお願いします。
7番	
• н	おりますので、許可妥当と判断いたしました。よろしくお願いいたします。
議長	次に○○町お願いします。
16番	16番○○です。5番を除きます8件につきまして妥当と判断いたします。よろし
	くお願いいたします。
議長	次に○○町お願いします。
	
9番	9番○○です。申請番号14番から17番まで再設定ということになっております。
	16 番と 17 番につきましては \triangle \triangle \triangle さんが蕎麦を作っておられます。昨年から作っ
	ておられます。申請番号18番から21番までは新規ですけれども、□□さんは認定
	農業者でもありますし、○○で耕作もおこなっていらっしゃいますので問題ないと考
	えます。よろしくお願いいたします。
举 目	<i>物1</i> ヶ主田町+>商1、1 よ子
議長	次に吉田町お願いします。
3番	 3番○○です。○○からは最後の2件ありますけども、いずれも新規でございます。
	1件は△△△法人ですけども、耕作されますが、この分につきましても同じ地区内の
	方が土地を出すということでございます。それから1件は、備考欄にありますけども
	解除条件付きとなっております。けどもこの2件ともに妥当というふうに判断いたし

発信者	議事録要旨
3番	ましたのでご審議よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、各町から発表のとおり許可妥当ということですが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	質疑を終わります。
	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第131号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集
	積計画の承認について」、申請番号5番を除く案件については、申請のとおり全て妥当
	として市長に報告することにご異議ありませんか。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。
	よって、「議第131号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承
	認について」、申請番号5番を除く案件については、申請のとおり全て妥当として市長
	に報告することに決定いたしました。
議長	戻っておられませんね。入られでもいいです。もう席を外されていますのでそのま
	まいきます。 それでは、申請番号5番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を発表して
	いただきます。
16番	16番○○です。5番の案件につきましては、再設定でもございます。許可妥当と
	判断いたしました。よろしくお願いいたします。
議長	ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議長	無いようですので質疑を終わります。
PIX X	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨							
議長	討論を終わります。							
	お諮りいたします。「議第131号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集							
	積計画の承認について」、申請番号5番の案件については、申請のとおり妥当として市							
	長に報告することにご異議ございませんか。							
	(無しの声あり)							
議長	異議なしと認めます。							
	よって、「議第131号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承							
	認について」、申請番号5番の案件については、申請のとおり妥当として市長に報告す							
	ることに決定いたしました。							
議長	18番○○委員にはご着席願います。							
-3/6								
議長	次に、「議第132号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定							
	に対する意見具申について」を議題とします。							
	国土調査課より説明を求めます。							
国土調	 失礼します。国土調査課の○○と申します。よろしくお願いします。「議第132号							
査課	 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申につい							
	 て」説明します。今回、3地区についてお願いしますが、各地区の説明に入る前に資							
	 料№.2をご覧ください。初めに現在の地籍調査の進捗状況及び概況について説明しま							
	す。現在の地籍調査の進捗状況ですが、現在、地籍調査を実施している地区につきま							
	しては、○○町と○○町の2町にて実施しています。○○町の進捗率については約9							
	4%、○○町については約58%であります。雲南市全体としては約92%の進捗率							
	となっています。これは平成30年4月現在の数値です。裏面をご覧ください。本日							
	お願いをしております3地区について、雲南市の管内図に位置を染めさせていただい							
	ております。本日は○○地区を2工区、○○地区を1工区お願いいたしますのでよろ							
	しくお願いいたします。							
	それでは最初に今回お諮りする○○4地区について説明します。最初に資料の47							
	ページをご覧ください。 47ページに図面を付けさせていただいております。○○4							
	地区の実施区域図となります。北は三刀屋川及び○○、東は三刀屋川、南は○○町○							
	○界の約 1.56 Lidを○○4 工区として今回調査を実施しています。位置は図面をご覧く							
	ださい。続いて総会資料の31ページの地目変更一覧表をご覧ください。まず、1番 目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について、田が40筆、							
	日の展地を非展地とする工地についてとすが、調査前の地目について、田が40章、 畑が44筆で合計84筆ありました。調査後についてですが、田から他の地目として							
	調査した内訳ですが、山林が37筆、原野が1筆、公衆用道路が2筆、小計40筆と							
	なっています。次に畑についての内訳ですが、山林が26筆、原野が3筆、墓地が2							
	 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)							
	筆となっています。調査後の筆数については、調査による一部地目変更により複数の							
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							

水后土	*								
発信者	議事録要旨								
国土調	地目に変わった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。 2番目の地目								
査課	別筆数面積変動表についてですが、まず田については調査前の筆数は40筆、面積に								
	ついては 2. 26ha ありましたが、調査後につきましては筆数が 0 筆、面積が 0ha と変動								
	しています。畑につきましては調査前の筆数は44筆で、面積については0.69ha あり								
	ましたが、調査後につきましては筆数が0筆、面積が Oha と変動しています。筆数の								
	変動については、合筆、地目変更により変わってきています。面積については、地目								
	変更により変動していますし、また調査前の面積は登記簿の面積であり、調査後につ								
	いては現代の測量技術にて現地を実測した面積です。次に32ページをご覧ください。								
	地目別筆数面積変動表等調書ですが、先程の説明と重複しますので説明は省略させて								
	いただきますのでご覧いただきますよう、宜しくお願いいたします。以上〇〇4工区								
	についての説明とさせていただきます。後の2地区につきましては、担当者の方から								
	説明させていただきます。よろしくお願いします。								
国土調	続きまして、○○町○○5工区についてご説明します。国土調査課の○○と申しま								
査課	す。よろしくお願いします。まず、実施区域ですが、資料48ページの議第132号								
	図面をご覧ください。区域といたしましては、西は三刀屋川、東は○○界、南は○○								
	界になり、約1.3 kmの面積になります。続きまして総会資料の33ページの地目変更								
	一覧表をご覧ください。1番目の農地を非農地とする土地について、調査前の筆数は、								
	田が36筆で、畑が44筆です。調査の結果についてですが、田につきましては、山								
	林が30筆、公衆用道路が2筆、小計32筆になりました。畑につきましては、山林								
	が32筆、原野が1筆、公衆用道路が2筆、小計35筆となりました。合計、調査の筆数80筆が、調査後に67筆となりました。2番目の地目別筆数面積変動表にいてですが、調査前の田の筆数36筆、面積1.09haが、調査後0筆、面積は0haと								
	ー っております。また、調査前の畑の筆数44筆、面積 0.91ha が、調査後に0筆、面積								
	Oha となっております。34ページの地目別筆数面積変動表等調書はご覧いただきま								
	すようお願いします。								
	以上で説明を終わります。								
国土調	国土調査課の○○です。続きまして、○○町○○1工区 についてご説明します。よ								
查課	 ろしくお願いします。実施区域ですが、49ページの議第132号図面をご覧くださ								
	│ │い。南は、○○界、西は県道出雲奥出雲線、北は○○界、東は○○及び○○界を囲っ								
	た、約1kmになります。続きまして35ページの地目変更一覧表をご覧ください。1								
	番目の農地を非農地とする土地について、調査前の筆数ですが、田が48筆で、畑が								
	16筆です。調査の結果、田につきましては、山林が25筆、原野が11筆、雑種地								
	が12筆、小計48筆になりました。畑につきましては、山林が10筆、原野が4筆、								
	雑種地が4筆、公衆用道路が3筆、小計21筆となりました。合計調査前の筆数64								
	筆が、調査後に69筆となりました。2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、								
	本が、胸直及にもも手になりよした。と田口の地口が手数面頂及拗気についててすが、								

ージの地目別筆数面積変動表等調書はご覧いただきたいと思います。

調査前の田の筆数 4 8 筆、面積 3.14ha が、調査後に 0 筆、面積は 0ha、また調査前の畑の筆数 1 6 筆、面積 0.37ha が、調査後に 0 筆、面積 0ha となっております。 3 6 ペ

発信者	議 事 録 要 旨	
国土調	以上で説明を終わります。	
查課		
議長	ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。	
		. .
議長	わしが聞くのもなんだけど、今の〇〇1工区になると急に原野とか雑種地が多くた。	
	ってくうが、山林だなし原野とか雑種地、まあ山林は何とか判断がつくが、原野とか 雑種地の判断基準というのはどぎゃんふうにやっとうかね。担当課では。これが原	
	雑種地の刊例基準というのはとさやんぷうにやっとうかね。担当課では。これが原理ですよ、これが雑種地だよと、山林はまあ見た目でわかあけども。そこんとこの基準	•
	というものはどぎゃんものさしでやっとる。	F
国土調	山林と原野の違いというのがいつも非常に難しいといわれているところですが、根	燛
査課	ね原野の場合ですと高さが3m、概ねですよ。概ね3mを超えるようなものがたくさ	Z
	んあった場合、樹木ですね、その場合は山林として地目認定をいたします。ただ3n	n
	より低くて、大径木にならないもの、いわゆるいっぱい枝が出るようなものが散在す	广
	るようなところは原野として認定するということになっていますので、認定方法はそ	こ
	ういう形になります。雑種地は、通常宅地、山林、原野とか墓地とか、通常ある地目	1
	に該当しないものということでございますので、恐らく一個ずつは見ていないんです	广
	が、埋め立ててあって何もされてないところとか、そういうようなところを恐らく雑	
	種地としていると思います。地域的に若干先ほどご質問がありましたけども、地目認	
	定は今の基準をもって地目認定をしていますので、現場的にはそういうかたちになっています。)
	ていたものがあったということだと思いますので、よろしくお願いいたします。	
議長	はい、ありがとうございました。他に質疑はございませんか。	
18番	○○ですが、先程の続きですけども、今回3か所をやっておられるわけだけども、	
	その担当者間の横の連絡というか目合わせちゅうだいしらんけどもが、何年もやって	
	おられるのでそこまでやられんでもわかったことかもしらんけども、されるやなことはありますか。	_
国土調	毎年ですね、今雲南市の場合は、今年はたまたま10月に2地区お願いして、今回	<u> </u>
査課	3地区ということで、5地区ですけども、通常は4地区を進めております。ちょっと	ما
	一昨年お金がつかなくて、測量を遅らせた関係で今年は5地区になっておりますけと	Γ'n
	も、毎年ですね委託業務を発注した後、受託された業者さんの担当者と直営工区を一	_
	つ持っていますので、直営工区のうちの職員と地目の目合わせ会という研修会で目を	Ł
	合わせる研修をしていますので、それで目を合わせています。それとそれぞれ地籍訓	周
	査の業者さんの方は地籍調査主任調査員という資格をとっておられる業者さんでない	``
	と発注しておりませんので、その辺の認定については確実に先ほど言った説明に基づ	づ
	いたもので認定していただいていると思います。	
40=	フトレニンのよう曲楽チロ人・フェアンと曲瓜ンとは、これ曲瓜。こしては、	
18番	それと言うのも、農業委員会でも去年から農地から外いて非農地のことをやってい	,

発信者	議事録要旨
18番	るわけだも、わからんところがたくさんありましてね。山の中の谷の方なんかは、水
	田だったとこでも、木が生えてみたりするわけだけども、乾田はほとんど無いわけだ
	ども水が出て、水が溜まったりするやんとこでは木も横には生えても中ん方には生え
	らんとか、そういうとこで山林にもならんが原野かなと思ったりいろいろして、わし
	らは専門家ではないもんだけん、わかりにくいところがたくさんにありますだもん。
国土調	現地を歩いてみて一般的に思うのは、田とか畑が山林に変わっているところは、ど
査課	っちかというと木を植えておられるんじゃないかなという傾向のところが多いと思い
	ます。ただ、木を植えられるときに実際に農業委員会に話をしておられないんじゃな
	いかというところも結構あるんですけども、原野になっているところは、何もかまっ
	ておられなくて、さっき言った低木とか萱とかが生えているところが多いですので、
	さっき言った地目認定の木の高さとか状況を見て判断しています。それと農地から他
	のものに変えるときは、作っておられないところもあるんですよね。ただ田んぼに復
	旧できるような形状であれば、地目を変えないという形にはしておりますので、畦畔
	が著しく壊れていないとか、いうようなところはそのまま農地として残しております。
	○○の場合はなかなかそういうところはないんですけども、○○は平地も地籍調査を
	していますのでそういう傾向に推移しております。以上です。
18番	作ってないところはなるたけ原野とか山にしてしまってごしだわ。
国土調	現況地目で認定するようになっていますので、そういうふうにさせていただいてお
査課	ります。
議長	はい、他に質疑はございませんか。
	無いようですので質疑を終わります。
	次に、討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
業 目	=1=1.7.
議長	討論を終わります。
	お諮りいたします。「議第132号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見見中について、は、想案のよれり了承よして声見に報告す
	地の地目認定に対する意見具申について」は、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。
	ることにこ共成ことではほんが。
	(無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、「議第132号 地籍調査による登記簿上の地目が農
	地である土地の地目認定に対する意見具申について」は、提案のとおり了承として市
	長に報告することに決定いたしました。

発信者	議 事 録 要 旨
議長	以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。閉会といたします。
事務局	ご起立下さい。 一同互礼。 ご着席ください。
事務局	【その他事項】 (1)農地の賃借料情報提供について (2)平成30年中の非農地通知承認の状況について (3)利用権設定の終期通知について (4)平成30年度農業委員会忘年会経費の精算について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議	長			
署名	委員			
署名	委員			